第 3 章　特定健診・特定保健指導の実施（法定義務）

1. 第三期特定健診等実施計画について

医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条において、実施計画を定めるものとされている。

なお、第一期及び第二期は 5 年を一期としていたが、医療費適正化計画等が見直されたことをふまえ、第三期（平成 30 年度以降）からは 6 年を一期とし、データヘルス計画と一体的に策定する。

2. 目標値の設定

【図表 29】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健診受診率	44.0%	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%
特定保健指導実施率	64.0%	65.0%	66.0%	67.0%	68.0%	69.0%

3. 対象者の見込み

【図表 30】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健診	対象者数	2,940人	2,890人	2,840人	2,800人	2,760人	2,730人
	受診者数	1,294人	1,330人	1,335人	1,344人	1,353人	1,365人
特定保健指導	対象者数	165人	170人	170人	170人	170人	170人
	実施者数	106人	111人	113人	114人	116人	118人

4. 特定健診の実施

（1）実施方法及び実施時期

健診については、下記の 2 通りの方法で、6 月から翌年 2 月末までの期間で実施する。

① 集団健診（町中央公民館）　健診機関への委託

② 個別健診（指定医療機関）　熊本県医師会等への委託

（2）特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第 28 条、及び実施基準第 16 条第 1 項に基づき、具体的に委託できる者の基準については厚生労働大臣の告示において定められている。

（3）特定健診実施機関リスト

特定健診実施機関については、健診個別通知文や長洲町ホームページに掲載する。

（4）特定健診実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする人を抽出する国が定めた健診項目に加え、追加の検査（HbA1c・血清クレアチニン・尿酸、尿潜血）を実施する。また、血中脂質検査のうち LDL コレステロールについては、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は non-HDL コレステロールの測定に代えられる。（実施基準第 1 条 4 項）

（5）医療機関との適切な連携

治療中であっても特定健診の受診対象者であることから、かかりつけ医から対象者へ健診の受診勧奨を行うよう、医療機関へ十分な説明を実施する。

また、本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医の協力及び連携を行う。

（6）代行機関

特定健診に係る費用の請求・支払の代行は、熊本県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託する。

（7）健診の案内方法・健診実施スケジュール（図表 31）

特定健診受診率を高めるためには、対象者に認知してもらうことが不可欠であることから、受診の案内の送付に関わらず、医療保険者として加入者に対する基本的な周知・広報活動について、どのように行う予定なのか記載する。

【図表 31】年間実施スケジュール

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr>
<tr><td rowspan="3">特定健診</td><td>（集団健診）
6月、10~11月、12月</td><td></td><td></td><td>＊6/上旬実施</td><td colspan="3">＊要精密者への受診勧奨訪問</td><td>＊特定健診のみ（集団健診）</td><td>＊12月中旬
集団健診（追加）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>（個別健診）</td><td></td><td></td><td colspan="6">＊6月~2月実施（契約医療機関）→</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（結果提出）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="7">提出依頼（訪問）→</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">周知方法</td><td>町広報</td><td></td><td colspan="2">（集団実施周知）</td><td></td><td colspan="3">（10月11月特定健診実施周知）</td><td>（12集団実施周知）</td><td colspan="2"></td><td>（申込み周知）</td></tr>
<tr><td>町ホームページ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">（申込み周知）</td><td></td><td colspan="2"></td><td>（申込み周知）</td></tr>
<tr><td>愛情ネット</td><td>（申込催促）</td><td>（申込催促）</td><td>集団実施周知</td><td></td><td></td><td colspan="2">（10月11月特定健診実施周知）</td><td>（申込催促）</td><td colspan="2">（12集団実施周知）</td><td>・掲載依頼</td><td>（申込み周知）</td></tr>
<tr><td>ポスター/チラシ</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">・10-11月用作成</td><td colspan="3">（10月11月特定健診実施周知）</td><td></td><td></td><td>ポスター・チラシ作成</td></tr>
<tr><td>町回覧</td><td></td><td colspan="3">5月版（6月・10~11月用）</td><td></td><td></td><td colspan="2">11月版（12月用）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td colspan="3">＊健康フェアにて周知</td><td></td><td></td><td colspan="2">＊健康フェアにて周知</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（8）受診率向上のための取組

平成 29 年度までの取り組みとして、訪問および通知等による受診勧奨、節目年齢（40、45、50、55、60、65、70 歳）の窓口負担金の無料化、個別健診の実施機関を町内医療機関から玉名郡市の医療機関へ拡大、未受診者の内、前年度以前の健診受診者への勧奨等を行うことにより、特定健診受診率を向上させた。

平成 30 年度以降は、いままでの取り組みに加え、医療機関への受診理由による健診未受診者を町内医師会と連携して健診へ繋げて行く方法に取り組んで行く。また医療機関で特定健診と同等の検査を受けている対象者をリストアップして、結果提出へ繋げる受診率の向上を図る。

5. 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施については、保健衛生部局と連携した保険者直接実施の形態で実施する。

（1）健診から保健指導実施の流れ（図表 32）

「標準的な健診・保健指導のプログラム(平成 30 年版)」様式 5-5 をもとに、健診結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践評価を行う。

【図表 32】糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導実施の流れ

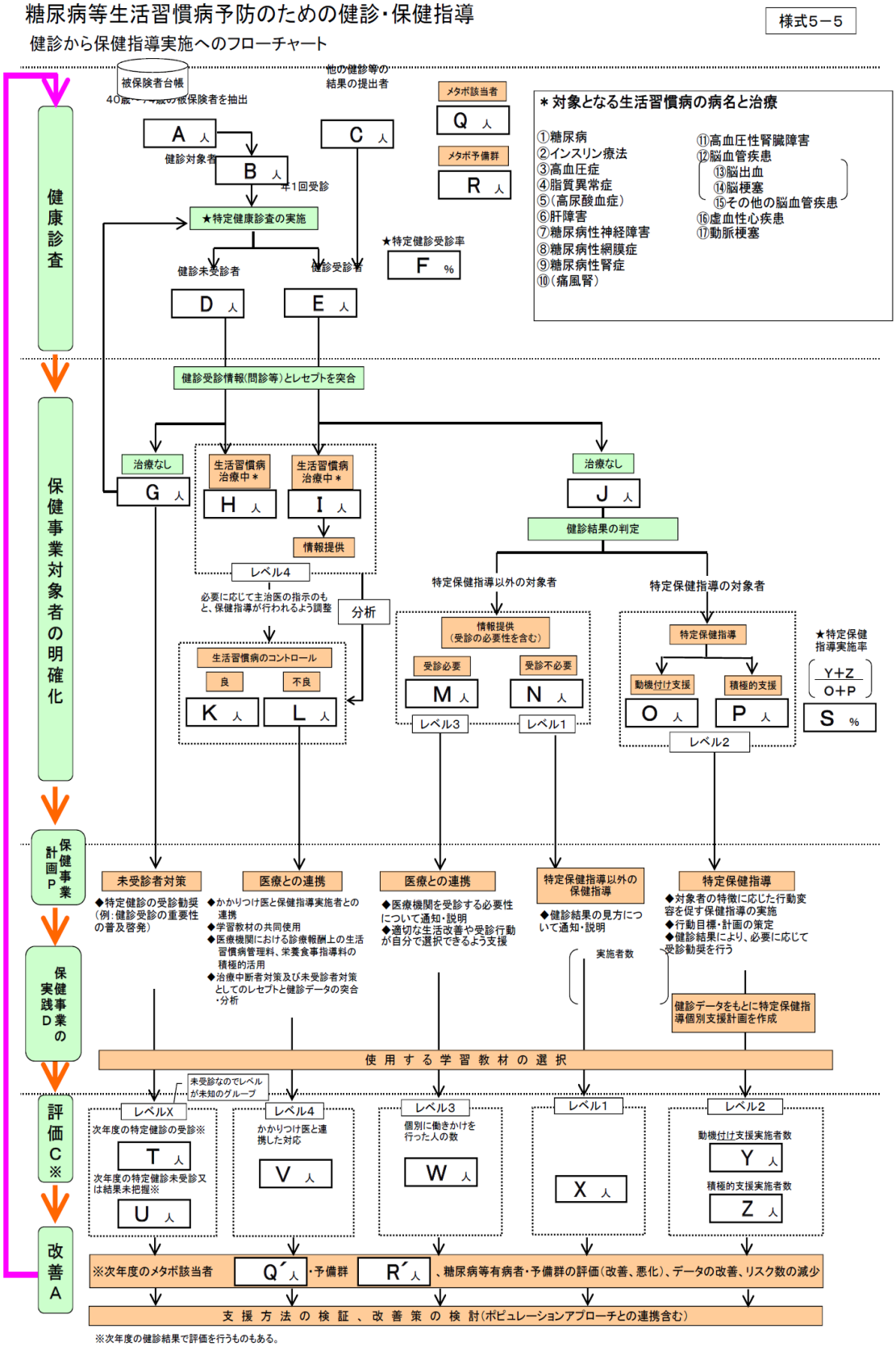

（2）保健指導を行う対象者の選定と優先順位・支援方法（図表 33）

【図表 33】

優先順位	様式 6-10	保健指導レベル	支援方法
1	O P	特定保健指導 （O 動機づけ支援） （P 積極的支援）	◆対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う
2	M	情報提供 （M 受診必要）	◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動を自分で選択できるよう支援
3	L	生活習慣病治療中 （L 生活習慣病のコントロール不良）	◆治療中の生活習慣病のコントロール改善に向けて、適切な生活改善や受診行動を選択できるよう支援 ◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携
4	D	D 健診未受診者	◆特定健診の受診勧奨（例：健診受診の重要性の普及啓発、指定方法での健診受診勧奨や健診結果提出の勧奨） ◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合
5	N K	情報提供 （N 受診不必要） （K 生活習慣病治療のコントロール良）	◆健診結果の見方について通知・説明 ◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携

（3）生活習慣予防のための健診・保健指導の実践スケジュール（図表 34）

目標に向かっての進捗状況管理とＰＤＣＡサイクルで実践していくため、年間実施スケジュールを作成する。

【図表 34】糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導実施の実践スケジュール

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール（平成29年度）

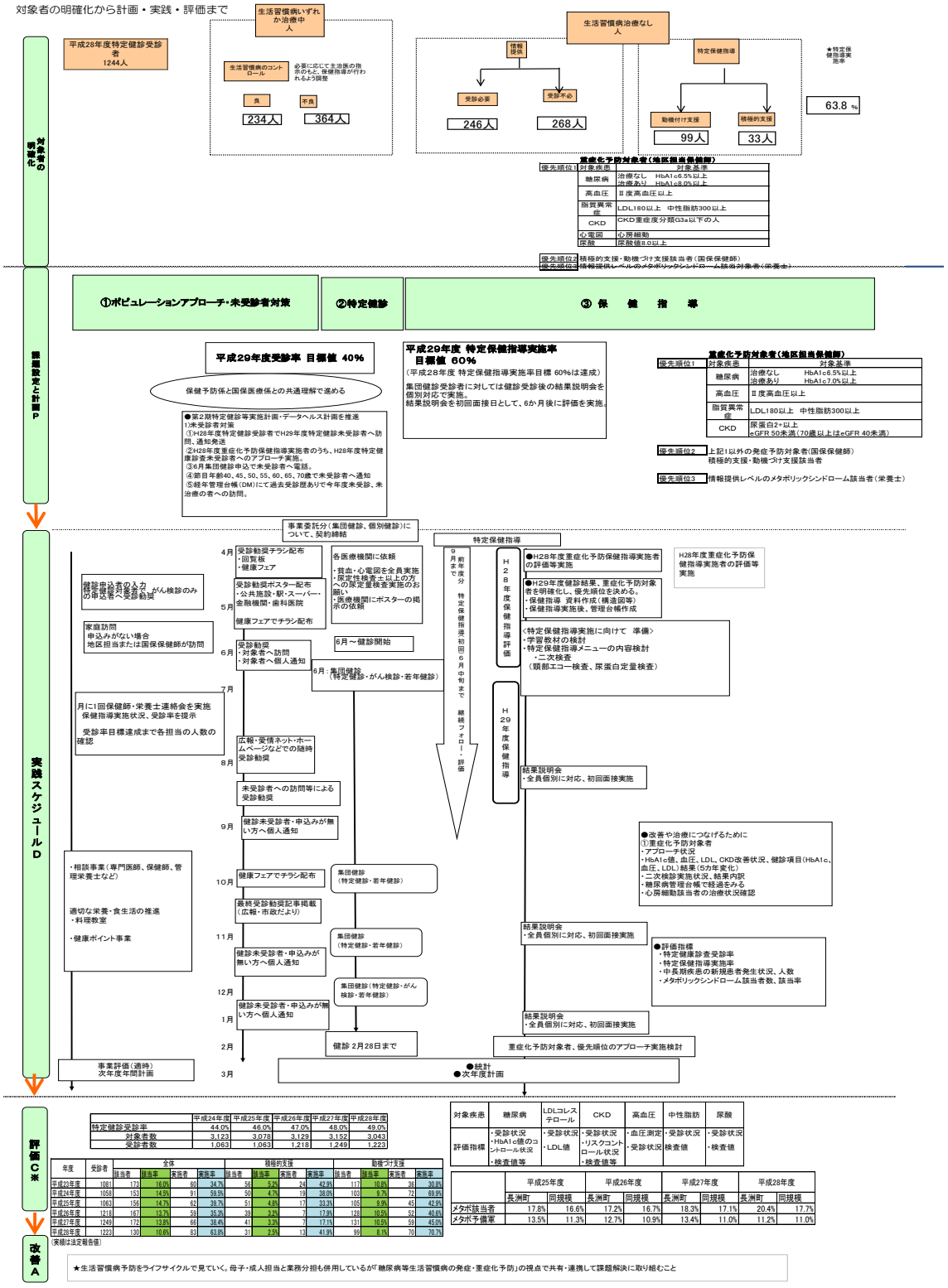

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定健診受診率	44.0%	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%
対象者数	3,123	3,078	3,129	3,152	3,043
受診者数	1,063	1,063	1,218	1,249	1,223

年度	受診者	全体				積極的支援				動機づけ支援			
		該当者	該当率	実施者	実施率	該当者	該当率	実施者	実施率	該当者	該当率	実施者	実施率
平成23年度	1081	172	16.0%	60	34.7%	50	5.2%	24	42.2%	117	10.8%	36	30.8%
平成24年度	1058	153	14.5%	91	59.5%	50	4.7%	19	38.0%	103	9.7%	72	69.9%
平成25年度	1063	156	14.7%	62	39.7%	51	4.8%	17	33.3%	105	9.9%	45	42.9%
平成26年度	1218	167	13.7%	59	35.3%	39	3.2%	7	17.9%	128	10.5%	52	40.6%
平成27年度	1249	172	13.8%	66	38.4%	41	3.3%	7	17.1%	131	10.5%	59	45.0%
平成28年度	1223	136	10.6%	83	63.8%	31	2.5%	13	41.9%	99	8.1%	70	70.7%

（実績は法定報告値）

対象疾患	糖尿病	LDLコレステロール	CKD	高血圧	中性脂肪	尿酸
評価指標	・受診状況 ・HbA1c値のコントロール状況 ・検査値等	・受診状況 ・LDL値	・受診状況 ・リスクコントロール状況 ・検査値等	・血圧測定 ・受診状況	・受診状況 検査値	・受診状況 ・検査値

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	長洲町	同規模	長洲町	同規模	長洲町	同規模	長洲町	同規模
メタボ該当者	17.8%	16.6%	17.2%	16.7%	18.3%	17.1%	20.4%	17.7%
メタボ予備軍	13.5%	11.3%	12.7%	10.9%	13.4%	11.0%	11.2%	11.0%

6. 個人情報の保護

（1）基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律および長洲町個人情報保護条例を踏まえた対応を行う。

また、特定健康診査を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理する。

（2）特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行う。

7. 結果の報告

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度 11 月 1 日までに報告する。

8. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 3 項（保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない）に基づく計画は、長洲町ホームページ等への掲載により公表、周知する。